

秋 田 市 教 育 委 員 会
平成27年11月定例会
(資 料)

【資料目次】

協議事項

- (8) 平成27年度「新成人のつどい」について … 1

教育長等の報告

- (1) 御所野学院検討委員会からの答申について …(別途)

平成27年度「新成人のつどい」について

1 開催目的

新成人の門出を祝福する記念行事をとおして、今後の社会を担う新成人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とする。

2 開催日時および会場

- (1) 日 時 平成28年1月10日（日）
午後1時から午後3時まで（午前11時30分開場）
- (2) 会 場 秋田市立体育館（秋田市八橋本町六丁目12番20号）

3 参加対象者

平成7年4月2日から平成8年4月1日までに出生し、現在秋田市に居住している者、過去に居住していた者および秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っている者とする。

4 実施内容

新成人のつどいにおける実施内容は、次のとおりとする。

(1) 式典

- ア 開会
- イ 国歌斉唱
- ウ 市長あいさつ
- エ 新成人の抱負（運営協力委員会代表者2名）
- オ 万歳三唱（秋田市議会議長）

(2) アトラクション（運営協力委員会進行）

- ア 合唱（はばたけ秋田っ子）
- イ ビデオメッセージ
- ウ 未来へのMagic～ブラボー中谷マジック&トークショー～
- エ ふれあいタイム（中学校の恩師・友人）

5 開催に関する周知方法

新成人のつどいの実施内容等は、次の各号に定めるもののほか、報道等を通じて開催前まで適宜周知するものとする。

(1) 広報誌等の活用

広報あきた、秋田市ホームページおよび新聞等に実施内容を掲載する。

(2) はがきによる案内

秋田市に住民登録をしている新成人対象者には、個別にはがきを送付し、案内する。

6 参加者への留意事項

新成人のつどいの円滑な運営を図るため、参加者への留意事項を次の各号のとおり定める。

(1) 会場内外において、参加者および関係者に迷惑行為を及ぼすおそれのある者ならびに主催者側の指導および注意等に従わない者については、入場を禁止する。

(2) 酒類や周囲の迷惑となる物の持込みや飲酒者の入場は禁止する。

(3) 式典中の私語、携帯電話の使用は禁止する。

(4) 運営の妨げとなる行為、参加者等への迷惑行為を行った者に対しては、即時退場させるとともに、法に基づき厳正に対処するものとする。

7 その他

(1) 新成人のつどいの事務局を教育委員会生涯学習室に置く。

(2) 1～6に定めるもののほか、新成人のつどいの実施に関し必要な事項は、別に定める。